二八	米菓製造業	三	七・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、四・五とする。(2)(ロ)
			一・五	
			二・五	
二九	パン・菓子製造業（整理番号二五の項から前項までに掲げるものを除く。）	三		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、三とする。(2)(ロ)
			六	
			一・五	
			二・五	
（略）				
三四	穀類でんぷん製造業	三		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、六・五とする。(1)(ロ)
			五・五	
			一・五	
			三	
（略）				
三八	あん類製造業	三・五		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、九とする。(1)(ロ)
			八	
			一	
			四	
（略）				
三九	冷凍調理食品製造業	四		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものにあっては、第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、それぞれ八・五、四・五とする。
			八	
			一	
			四	
（略）				
四二	果実酒製造業	一・五		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(2)(ロ)の値は、二・五とする。
			二・五	
			一	
			二	
（略）				
四六	インスタントコーヒー製造業	二・五		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(2)(ロ)の値は、三とする。
			三・五	
			一	
			一・五	
（略）				
四七	配合飼料製造業	二		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(2)(ロ)の値は、二とする。
			三	
			一	
			一・五	
（略）				

二八	米菓製造業	三	七・五	
			一・五	
			四・五	
二九	パン・菓子製造業（整理番号二五の項から前項までに掲げるものを除く。）	三		
			六	
			一・五	
			三	
（略）				
三四	穀類でんぷん製造業	三		
			六・五	
			一・五	
			三	
（略）				
三八	あん類製造業	三・五		
			九	
			一	
			四	
（略）				
三九	冷凍調理食品製造業	四		
			八・五	
			一	
			四・五	
（略）				
四二	果実酒製造業	一・五		
			二・五	
			一	
			二・五	
（略）				
四六	インスタントコーヒー製造業	二・五		
			三・五	
			一	
			三	
（略）				
四七	配合飼料製造業	二		
			三	
			一	
			二	
（略）				